

別紙1 次期標準共済システムの共同利用環境の概要

1. 次期標準共済システムの共同利用環境の基本方針

○ 次期標準共済システムの共同利用環境の基本方針は次のとおり。

① 共同コンピュータセンタ

共済組合で共通的に必要となる設備等を共同利用することにより、費用の削減を図る。

- ・ 共同コンピュータセンタを共同利用することで、施設・設備（サーバ室、空調設備、セキュリティ対策設備等）に係る費用を削減する。
- ・ 標準共済システムサーバを仮想化するとともに、サーバラック、共有ディスク及びネットワーク機器等を共同利用することで、サーバ構築に係る費用を削減する。

② サーバ運用管理業務の集約

共済組合で共通に行うサーバ運用管理業務を集約することにより、費用の削減を図る。

- ・ サーバ運用業務、サーバ稼動監視業務及びサーバ室のセキュリティ監視業務等を集約することで、サーバ運用管理業務に係る費用の削減を図る。
- ・ 共同利用コンピュータセンタに専任のオペレータを配備せずに、システム運用事業者が遠隔コンソール等を用いて運転管理・監視することで、サーバ運用管理業務に係る費用の削減を図る。

③ 安全性・信頼性の強化

情報セキュリティ対策及び運用監視等を共同コンピュータセンタで行うことにより、標準共済システムの安全性及び信頼性の強化を図る。

- ・ 共同コンピュータセンタで安全性対策（情報セキュリティ対策、災害対策等）を行うことで、システムの安全性強化を図る。
- ・ 共同コンピュータセンタで信頼性対策（運用監視、故障対応等）を行うことで、システムの信頼性強化を図る。

2. 次期標準共済システムの共同利用環境の対象範囲

○ 共同利用環境の対象範囲の考え方は次のとおり。

① 共同利用環境の対象範囲

共同利用環境の基本方針の実現に有効な範囲を共同利用環境の対象範囲とする。

- ・ 共同コンピュータセンタの施設及び設備
- ・ 共同コンピュータセンタ内に設置するサーバ等機器及び市販ソフトウェア
- ・ 共同コンピュータセンタ内に設置するネットワーク機器
- ・ 共同コンピュータセンタにおけるサーバ運用及び監視業務

② 共同利用環境の対象範囲外

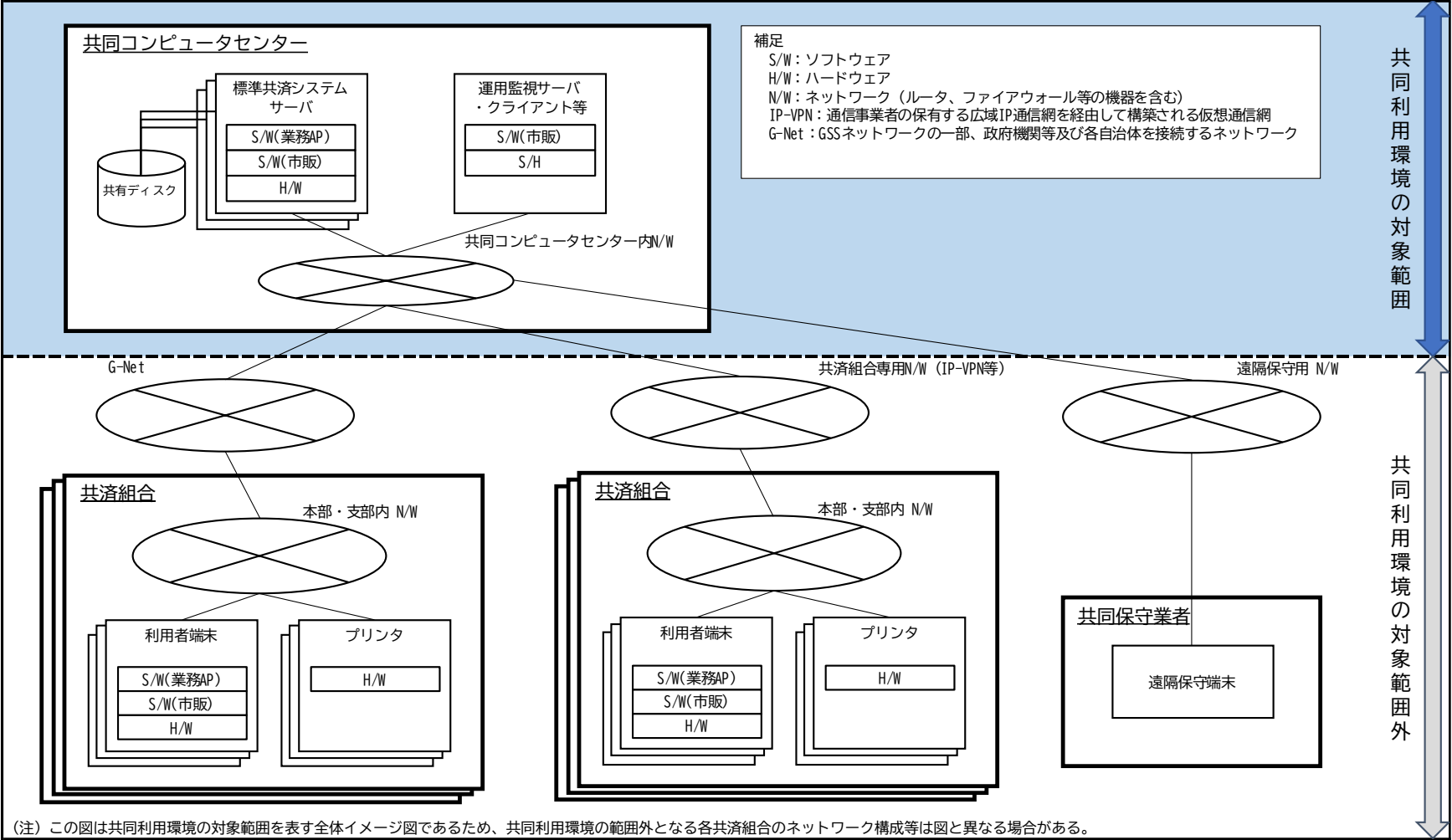
各共済組合のシステム環境及びシステム運用方法等に大きく依存するものなど、「①共同利用環境の対象範囲」以外を対象範囲外とする。

主なものは、次のとおり。

- ・ 共済組合の本部及び支部に設置する利用者端末等機器及び市販ソフトウェア
- ・ 共済組合の本部及び支部に設置するネットワーク機器
- ・ 共済組合の共同コンピュータセンタと各共済組合を接続する通信回線
- ・ 共済組合の本部～支部で利用する通信回線
- ・ 共済組合が個別に調達を行った機器等に係る保守等の業務
- ・ 共同保業者が利用する遠隔保守用ネットワーク

○ 共同利用環境の対象範囲(概要)は、次のとおり。

共同利用環境概要



(注) この図は共同利用環境の対象範囲を表す全体イメージ図であるため、共同利用環境の範囲外となる各共済組合のネットワーク構成等は図と異なる場合がある。